

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和4年10月4日(火) ホテル熊本テルサ3階会議室「たい樹」	
出席委員氏名 ※50音順	天本 徳浩 (崇城大学総合教育センター 教授) 下田 典子 (行政書士) 谷本 たまみ (税理士) 辻本 剛三 (熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)水圏環境教授) 原島 良成 (熊本大学熊本創生推進機構准教授(法学部併任・行政法))	
審議対象期間	令和4年4月1日 ~ 令和4年6月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	2件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
談合情報	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p><b>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</b></p> <p>○まず、議事の（１）、会議の公開・非公開について、熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会は公開・非公開を決めるものとする」とあり、今回も議事の公開・非公開について、決めたいと思う。議事の中で非公開に該当する部分について事務局から説明をお願いします。</p> <p>○「議事（３）抽出事案の審議」のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事（４）委員間の意見交換」を非公開とすることについてよろしいか。</p> <p>○異議なし。</p> <p>○傍聴者（報道関係者）に説明する。 今回の審議において、「議事（３）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分」と、「議事（４）委員間の意見交換」については非公開と決定した。</p> <p><b>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</b></p> <p><b>【R2～4年度第1四半期の熊本県発注工事の</b></p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○委員会でを行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事（３）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総合評価判定シート」については、県情報公開条例の「公にすることにより当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当すると考え、不開示情報と判断する。</p> <p>次に、「議事（４）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p> <p>報道関係者入室</p> <p>（事務局）資料1～4を報告</p>

意見・質問	回答
<p><b>入札結果の推移（資料1）】</b>  ○第一四半期の平均落札率が96%台で推移しているという説明があったが、高いように感じる。県としては96%台というのは問題ないとの考えか。</p> <p>○他県の平均落札率と比較しても、問題はないといえるのか。</p> <p>○手続きが適正であれば、落札率が高くても問題はないとの発言は非常に重要であると受け止めた。</p> <p>○平均落札率の出し方はどのようになっているのか。</p> <p><b>【入札不調等の発生状況について（資料2）】</b>  ○意見等なし</p> <p><b>【入札契約方式別発注工事一覧（資料3）】</b>  ○意見等なし</p> <p><b>【指名停止の運用状況一覧（資料4）】</b>  ○3件とも指名停止期間が2週間となっているが、措置要件が異なり、別表第1第の7号と8号となっている。これはどういうことか。</p> <p><b>4 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議</b>  <b>【審議対象工事の抽出について（資料5）】</b>  ※抽出委員から説明</p>	<p>○材料価格、燃料代が上昇する中、業者が適正に積算し、例年と同水準の落札率で推移しており、問題はないと考えている。</p> <p>○1件ごとの入札は適正に行われており、たとえ落札率が高くとも、問題はないとの認識である。</p> <p>○工事1件ごとの落札率を足して、平均値を出している。  金額が大きな工事で落札率が高かったり、低かったりすると影響が出てくるため、1件ごと落札率を出し平均化したものとしている。</p> <p>○措置要件の別表第7は、県工事での「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故」によるもの。別表第8は民間工事での事故となっている。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【審議対象工事（資料6）】</b></p> <p>◀随意契約▶</p> <p>（1）村木川事業間連携砂防等事業（通常砂）嵌入工事 他合併</p> <p>○随意契約の場合、予定価格は公表していないということで間違いないか。</p> <p>○一つの業者が予定価格と同額で入札しているが、予定価格を公表しているのであればこのようなこともあり得るということで納得した。</p> <p>○当初、指名競争入札で全て辞退となったとの説明があったが、辞退した理由をどのように考えるか。</p> <p>○3者見積もりで応札者が2者となっているが、残り1者は辞退したのか。</p> <p>◀指名競争契約▶</p> <p>（2）下本分単県急傾斜地崩壊対策事業（緊急自然償）工事他合併</p> <p>○指名した10者のうち、7者が同額で応札しており、非常に競争性が低いように感じた。今回に限らず落札者以外の内訳書は確認されていないようだが、発注者としてどのような理由で同額になっているのか予想できることがあれば教えてほしい。</p>	<p>○随意契約の場合は、予定価格を公表している。</p> <p>○令和2年豪雨災害後、復旧工事が多くなっており、管内ほとんどの業者の手持ち工事が多くなっている状況。技術者の不足により辞退に至ったものとする。</p> <p>○1者は棄権している。</p> <p>○それぞれの業者が積算した結果、このような結果となっており、理由については特に思い当たらない。</p> <p>○積算について話をさせていただくと、業界の方から、予定価格の基礎となっている積算単価が、現場に追い付いていないとの指摘をいただいている。県における単価設定については、現場の調査をし、実態を反映させるため、数か月の誤差が生</p>

意見・質問	回答
<p>○事業者の苦しい状況が背景としてあって、上限で入札をせざるを得ないという状況はわかった。積算単価の調査と反映が追いついていないというのは、問題ではないか。予定価格が適正に設定されていないということで、何か対策は行っているのか。</p> <p>○業者選定理由で、同種工事の施工実績がある業者を1者、施工地の旧市町に所在する旧菊鹿町の1者のほか、施工地に隣接する旧市町に所在する企業8者が選定されており、このうち旧鹿北町の企業だけ6者選定されている。この理由は何かあるのか。</p> <p>○最終的に16者から10者に選定されているが、選定されなかった6者はどこに所在するのか。</p> <p>○入札を辞退した場合、ペナルティはあるのか。</p> <p>○ほとんどの業者が予定価格に近い額で入札しているが、これはほぼ予定価格でしか工事できないとの意思表示だと考えてよいのか。</p> <p>○すべての業者が予定価格と同額で入札するようなこともあるのか。</p>	<p>じる。通常であれば、この数か月の誤差は問題ないが、現在の国際情勢、コロナの影響により急激に単価が上がっているような状況があり、業者側からすると、とてもこの予定価格では応札ができないという声も聞く。そういったことで、予定価格ギリギリでの応札が多くなっていると推測され、このような入札は他でも見かける。</p> <p>○市場調査に基づく単価設定が必要なため、基本的に毎月調査を行い、単価に反映している。また、発注した月の単価を契約した月の単価で見直し変更契約を行うなど、できるだけ実際の単価に近づけるよう努力をしているところ。</p> <p>○施工地である旧菊鹿町と同様に旧鹿北町は山付きの地形が多く、急傾斜地の工事、山岳の地形の工事に関して施工経験を多く持つ業者が多い。そういったことから、旧鹿北町から6者を選定している。</p> <p>○山鹿市に所在する業者。</p> <p>○辞退に関してペナルティはない。</p> <p>○そのように考える。</p> <p>○あるかと思うが、山鹿管内では今のところ見たことはない。</p>

意見・質問	回答
<p>○全てが辞退となるのは、手持ち工事が多く技術者が不足することが理由か。</p> <p>○落札業者以外は内訳書未確認となっているが、内訳書は落札者のみ確認するのか。</p> <p>○先ほど、資材価格が上がったなどの話があり、市場価格の分析が必要とのことであった。例えば、この内訳書を全て確認し現状の分析などを行えば、本委員会の中で受ける説明も、より納得のいくものになるのではないか。入札結果とはまた別の話だが、このようなことも検討いただきたい。</p> <p><b>(3) 警察本部施設装備室分室その他改修工事</b></p> <p>○1回目の入札が不調だったというのは、全ての業者が辞退であったということか。</p> <p>○2回目の入札も辞退者が多くなっており、手持ちの仕事があったということも考えられるが、この予定価格では見合わないということで辞退された業者もあったのかなと思われる。その一方、最低制限価格を下回るような業者いるというような状況が2回続いている。落札業者の内訳書は確認していると思うが、最低制限価格を下回った業者の内訳書は確認していないのか。</p> <p>○失格になるような低い価格での入札者がいる一方、多くの業者が辞退するというような状況について、何か説明できることがあれば伺いたい。</p> <p>○基本的な質問になるが、この工事の発注標準が</p>	<p>過去に全てが辞退となった入札はあった。</p> <p>○業者に聞き取りをしたところ、そのような回答が多かった。</p> <p>○積算せずに入札することがないように内訳書の提出を求めているが、現在指名競争入札では落札候補者のみ内訳書を確認することとしている。</p> <p>○10者のうち8者が辞退、残り2者が最低制限価格を下回ったため失格となった</p> <p>○確認していない。</p> <p>○後日、辞退した業者に聞き取りを行ったところ、手持ち工事が多いため、技術者の配置ができないということであった。</p>

意見・質問	回答
<p>C等級となっている。A 1、A 2等級はよく聞くとC等級はどういうものか。</p> <p>《条件付一般競争入札》</p> <p>(4) 小川工業高校実習棟改築工事 (5) 球磨支援学校校舎棟新築工事</p> <p>○同規模の二つの工事に二つの業者が同じ技術者を立てて入札している。結果として仕事を分け合ったように感じた。 参加資格確認一覧で見ると、3名の同じ技術者をそれぞれの工事にあげている。 もし、両方の工事を落札した場合はどのようなのか。</p> <p>○ということであれば、形として入札が行われてはいるが、一方の入札の落札業者が決まれば、自動的に次の入札の結果は決まっていたかということか。 今回の工事は、適正に入札が行われており、手続きに問題はないかと思うが、県民の目から見た際、規模の大きい工事で、是非とも競争が働くべきところで、非常に高い落札率となっており、二つの企業体が仕事を分け合っているように見える。 こういった場合、入札の時期をずらすなど、より競争性を働かせるための対策について、担当部局として何か考えはあるか。</p> <p>○今回は共同企業体2者が入札に参加しているが、単体の企業でも参加することは可能なのか。何か基準のようなものはあるのか。</p>	<p>○建築一式工事の発注標準はA 1～Dまでとなっており、工事の請負対象工事はA 1が1億3,200万円以上、A 2が5,500万円以上1億3,200万円以下、B等級については、2,750万円以上5,500万円以下、C等級は1,100万円以上2,750万円以下、D等級は1,100万円以下となっている。</p> <p>○技術者が同一の場合はどちらか一方の工事しか受けることはできない。</p> <p>○工事の完成時期が近く、議会関係の日程もあるため、発注が同時期になった。</p> <p>○それぞれの工事でJVの基準というものを作っており、設計額5億円以上の工事は3者JVの取り扱いとなっている。今回の場合、単体の企業とJVの企業が一緒に入札することができない。 また、入札参加のための要件は工事ごとに設定す</p>

意見・質問	回答
<p>○代表の1者のみに要件を求めているということだが、これは熊本県独自の取り扱いか。</p> <p>○規模の大きい工事で非常に影響力が大きいため、何か対応策はなかったのか。先ほど議会の関係との発言があったが、時期をずらすことが不可能だったのかをもう一度伺いたい。</p> <p>○議会にかける必要があるというのは、理解しているが、これだけ大規模な工事であれば恐らく10年、20年という単位で教育委員会と計画を重ねたうえで行われるものだと思う。にもかかわらず、同じ年に同じ地域で同じような工事が行われることは避けられなかつたか。</p> <p>○入札者は2者だが、これは参加資格からみて県内の業者の中で2者しか応札できなかったということか。それとも結果的に手を挙げた業者が2者だったのか。</p> <p>○今回、結果的にはそれぞれの工事に2者の応札があったので、不調にならず、開校に間に合うかたちで工事ができることとなったが、同時期に発注することで、不調になることのリスクは考えなかったのか。</p>	<p>るが、今回の3者JVについては、代表構成員のみに施工経験を求めている。</p> <p>○参加者の要件は、それぞれの工事で設定しているため、本県独自だということになるが、おそらく他県も同様の取り扱いだと考える。</p> <p>○学校が4月開校となるため、その前に完成し、それに向けた準備が必要となってくる。それを逆算し必要な工期を出すと、発注時期が決まってくるが、5億以上で議会にかける必要があるため、やはり同時期の発注になる。</p> <p>○結果的に2者であった。 今回の参加資格要件で、A1業者2者がJVを組む組み合わせは他にも有りえるため、他の業者も参加することは可能であった。</p> <p>○大型工事であり、準備、設計に時間を要したため、開校に間に合うよう厳しい日程での発注であったことはご指摘のとおり。</p>